

# 狂言台本虎明本における否定疑問文 「動詞＋ヌカ」

——行為要求表現という観点から——

永田里美

キーワード：狂言台本、否定疑問文、行為要求表現、状態、テンス・アスペクト

## 要 旨

本稿は狂言台本虎明本（1642年）を資料に用い、行為要求表現という観点から否定疑問文「動詞＋ヌカ」の調査ならびに考察を行ったものである。

現代語において「動詞＋ナイカ」が勧誘、依頼、勧奨、命令という行為要求を表す一形式として活発に用いられるのに対し、当該資料にみられる「動詞＋ヌカ」は「これまで／現在の状態」を問う例が多数を占めており、行為要求表現の解釈が可能な例は僅少に留まる。「動詞＋ヌカ」における行為要求表現の少なさは当代のテンス・アスペクト体系に関連しており、「動詞＋ヌカ」が行為要求を表す形式として未だに固定化されていないことを窺わせる。

## 0. はじめに

現代日本語における否定疑問文「動詞＋ナイカ」が一文末形式として重要な位置をしめていることは既にしられるとおりである。一方、古典語における否定疑問文については未だその様相が明らかにされておらず不明な点が少なくない。

その一つ、話し手が聞き手（二人称）に対して行為の遂行を働きかける表現（本稿では行為要求表現と称する）について言えば、現代語の否定疑問文「動詞＋ナイカ」は田野村（1988）、仁田（1991）、安達（1995）などの研究でとりあげられてい

るように、聞き手に向かって勧誘、勧奨、依頼、命令<sup>1</sup>などを働きかける一般的な形式であると考えられる。

- (1)一緒に遊びに行かないか。(勧誘)
- (2)君、この企画をてがけてみないか。(勧奨)
- (3)明日、この手紙を投函してくれないか。(依頼)
- (4)さっさと行かないか。(命令)

一方、古典語では川上（1975）や山口（1984）によるわずかな言及が存在するのみであり、それらによれば中古の否定疑問文は行為要求表現として一般的な語法であったかどうかということに存疑が示されている。また中古以降の時代における否定疑問文の様相については未だに研究の余地が残されているという状況にある。

そこで本稿は前稿の永田（2000）に関連し、中世末期から近世初期頃における否定疑問文の行為要求表現について考察を行おうとするものである。前稿では中世末期から近世後期にかけてみられる勧誘表現「動詞＋マイカ」の跡付けを行ったが、本稿では調査資料を狂言台本虎明本<sup>2</sup>に絞り、前稿では扱えなかった「動詞＋ヌカ」について広く行為要求表現という観点から言及してゆきたいと考える。

## 1. 先行研究と考察の対象

冒頭で述べたように、従来、否定疑問文による行為要求表現について正面から論じた史的研究は存せず、管見の限りにおいて川上（1975）や山口（1984）が中古の勧誘表現について断片的な言及を行っているにすぎない。これまでになされてきた史的研究の多くは疑問の助詞あるいは打ち消しの助動詞といった否定疑問文を構

\*1 本稿では行為要求表現を次の4種に大きく分類する。

- ・勧誘用法（話し手も行為の遂行に関わることが前提となっている）…用例(1)
- ・勧奨用法（話し手は行為の遂行に関わらなくても良い）…用例(2)
- ・依頼用法（聞き手だけが行為の遂行に関わる。「くれる」等の受惠表現を伴う）…用例(3)
- ・命令用法（聞き手だけが行為の遂行に関わる。現場という文脈依存が強い）…用例(4)

\*2 1642年大蔵弥右衛門虎明写。所収曲237番。本文は池田廣司・北原保雄校注『大蔵虎明本狂言集の研究』（上・中・下）表現社を用いる。

成する個々の形式についての議論であり<sup>\*3</sup>、否定疑問文の語法および表現体系は歴史的観点からみると不明な点が少なくない。そこでここでは最初に行為要求表現ということについてふれておくこととしたい。

国立国語研究所（1960）は文の表現性あるいは意図性という観点から現代日本語における「要求表現」を次のようにまとめている。

- (5) 要求表現
- |   |                     |   |                 |
|---|---------------------|---|-----------------|
| { | 質問的表現               | { | 肯否要求（確認要求、判定要求） |
|   |                     |   | 先述要求（選択要求、説明要求） |
|   | 命令的表現（本稿で述べる行為要求表現） |   |                 |

本稿が行為要求表現と称するのは上記の命令的表現にあたり<sup>\*4</sup>、行為要求表現は要求表現の観点からみると質問的表現と対立的に位置づけられることになる。

そこで本稿では狂言台本虎明本における「動詞＋ヌカ」が行為要求表現として用いられているか否かを調べるにあたり、はじめに次のような形式的条件をもうけて質問的表現と行為要求表現との区分を行ってみたい。

- (6) { a. 閉き手（二人称）が主体となる。  
b. 動詞の語彙的意味に<+意図性>がみられる。

当該資料において「動詞＋ヌカ」という形式は総数 53 例存するが、そのうち条件(6)をみたす用例は 17 例を数えることができた。残る 36 例は次のような理由によって質問的表現と解釈されるものであるといえる。以下に「動詞＋ヌカ」における質問的表現の様相をみておくこととする。

\*3 なお打ち消しの助動詞「ヌ」に関する先行研究については次のような問題が存在しているといえる。先行研究（奥村 1969、吉田 1971、此島 1973 など）では「ヌ」の意味用法自体は現代語の「ナイ」に変わらないとされるが、本稿の第 3 節で述べるように当代の「ヌ」と現代語の「ナイ」との間にはテンス・アスペクト体系の上で相違が見られる。しかし古典語における「ヌ」のテンス・アスペクトについて論じた先行研究は管見の限り存在していないようである。

\*4 本稿が命令的表現ではなく行為要求表現という名称を用いるのは、第 3 節でふれるように否定疑問文の命令用法には他の用法と異なる特徴がみられるからである。

まず(6)a に反して主体が三人称または一人称であるものは次の用例が示すように聞き手（二人称）に対する行為の遂行が望めず、質問的表現となる。（以下、引用する例は読みやすさを考慮してわたくしにあらためた箇所がある。また用例中の※は本稿の筆者が補ったものである。）

(7)果報者：いや（※粟田口が）どちへやらさやばしつたよ。あわた口はそちへさびつかぬか。  
（「粟田口」虎明本上 220 頁）

(8)大名：あれは何とした事ぞ。

太郎冠者：さればこそ私の申さぬか、水を目へぬつてなくまねをいたすと申したれ共…  
（「すみぬり」虎明本上 176 頁）

次に(6)b に反して否定疑問文に承接する動詞が<一意図性<sup>\*5</sup>>であった場合も、次のように聞き手に対する質問的表現となる。これらには「かなう」のような能力を表す動詞や「知る」のような内的情態動詞<sup>\*6</sup>などが属する。

(9)茶屋：そなたは山伏にあふて、したがはひではかなはぬか。

禰宜：身共はおしりやるとく、いせのねぎなれば、別にあれにしたがはふ子細はなけれども、あのやうな無理な事を申、よひやうに扱ふてたもれ。  
（「ねぎ山おし」虎明本上 412 頁）

(10)出家：さてもさてもめいわくな事にあふて御ざる、あれは何と申人で御ざるぞ。

亭主：あれをおしりやらぬか。

出家：路次にて行合て御ざる所で何共ぞんぜぬ。（「あくばう」虎明本中 344 頁）

なお内的情態動詞には「思う」や「覚える」のように語彙的意味上<+一意図性>

\*5 意志の統御が可能か否かは次のように「今から～することにする」など動作の開始が可能か否かにも関わってくる。（例）??今から知ることにする。

また一意図性が希薄であると禁止的表現にもなりにくい。（例）\*そんなこと知るな。

\*6 「内的情態動詞」の区分は工藤（1995）による。

が若干、認められるものも存するが<sup>\*7</sup>、これらは聞き手の認識に働きかけるものであることから質問的表現となる<sup>\*8</sup>。

(11) 瓢の神：汝もかたじけなひとはおもはぬか。

鉢叩：是ほどかたじけなひ事は御ざなひほどに、まつみきをしんじたひが、  
何とあらふずぞ。 (「はちたたき」虎明本上 142 頁)

(12) 主：何と思ふぞ、いつもよりも一しほ今日は、しゆせうには覚えぬか。

冠者：私もさやうにぞんじまらす。 (「つりばり」虎明本中 162 頁)

こうして形式的観点から「動詞＋ヌカ」をみてゆくと当該資料における約 68 % の用例が質問的表現であることがわかる。次節ではこうした「動詞＋ヌカ」の傾向を踏まえた上で、(6)の条件をみたま否定疑問文「動詞＋ヌカ」の 17 例についてさらに検討を加えてゆくこととする。

## 2. 現象の記述

前節では(6)の形式的条件をもうけることによって当該資料における「動詞＋ヌカ」の全体的な様相を把握するとともに、行為要求表現という観点から考察対象を絞り込んでゆく作業を進めた。そこで本節では対象として絞られた「動詞＋ヌカ」の 17 例に検討を加えてゆくこととするが、最初に結論的なことを述べると、この 17 例のうち行為要求表現として認められるのは次の 2 例を数えるにすぎないということがわかった。その用例を示す。

### ・勸奨

(13) 酢売：罷出たる者は、都にかくれもなきすうりにて候、今日は天気もよく候

\*7 「思う」は「知る」に較べると意志の統御が若干、働くようである。

(例) 今から思うことにする／?思い始める。cf. ??知ることにする／??知り始める。

\*8 同流派における後の台本では「～ヌカ」が「～デハナイカ」で表されている例が見られる。

(例) 主：さていつ参つても、殊勝なお前ではないか。冠者：まことに殊勝なお前でござる。(「釣針」岩波古典文学大系『狂言集』山本東書写本による)

程に、商売に出て候、急でうらばやと存る…酢は酢は、すをめせ、すをおかやらぬか。(「酢はじかみ」虎明本下 75 頁)

・命令

(14) (鬼ではないと訴える太郎冠者に対して)

主 : 太郎くわじやがつらが、おにであらふ子細が有か、急でいなぬか。

冠者 : さても悲しや…

(「ぬけがら」虎明本中 56 頁)

なお次の 2 例は文脈上の含意を考慮すると(15)が勧奨、(16)が命令と解釈することも可能であるが、これらは先の用例(13)、(14)と次の点において異なっているといえる。すなわち(13)、(14)が談話の上で始発発話として用いられているのに対し<sup>9</sup>、次の用例(15)、(16)はそれぞれ「宿坊へ行かない」、「酒をやらない」という否定文の先行発話を受けての発話である。

(15)主 : 今夜宿坊へゆかふづれ共、おもふ子細があるほどに、今夜は是におつやする、なんぢはそれに番をせひ。…略…

冠者 : 今夜は宿坊へはござらぬか。

主 : いやゆくまひ。

(「くらままいり」虎明本中 65 頁)

(16)妻 : いやたれでも、うりぞめをせぬ間は(※酒を)おまらする事はならぬ。…略…

夫 : しかとくれぬか。

妻 : ねんもなひ事、おまらする事はならぬ。(「河原太郎」虎明本中 251 頁)

通常、否定文は始発発話には現れにくい<sup>10</sup> という特徴を考慮すると、用例(13)、(14)は否定文の本来的な機能が薄れた否定疑問文であると考えられる。言い

\*9 ただし用例(14)の命令用法については「冠者が一向にその場を去ろうとしない」という否定文の先行文脈を読みとることが可能であり、始発発話に用いられているとは必ずしも言い切れない側面を有している。第 3 節でふれるように否定疑問文による命令用法は現場(現状)への依存が高い文脈で用いられることを特徴としている。

\*10 工藤(1996)など参照。

換えれば(15)、(16)は打ち消しの助動詞が本来的な機能を発揮した否定疑問文であるのに対して、(13)、(14)は否定疑問文が一つの文末形式として非分析的・固定的に使用されつつある例であると考えられる。

上述の行為要求表現(13)、(14)に対する歴史的な意味付けについては次節で述べることとし、続いて本節で検討の対象となる 17 例のうち、残り 13 例についてみてゆく。これらの例は先にも述べたように行為要求表現として解釈しがたいのであるが、それは次のような文法的理由によるものと考えられる。例えば、

(17) (不奉公者の武悪を成敗するよう主から太刀を渡された冠者。今まさにその太刀を振りかざし、武悪を斬ろうとしている。)

武悪：是は何と。

冠者：何と、は、日此ぶほうこうして、其覚えがなひか、覚悟せひ。

武悪：ざれ事ないふそ。

冠者：汝は日此の口ほどもなひ、うろたへたことを云、此お太刀を見ぬか。

武悪：いや真実か。

冠者：弓矢八幡（※神かけて）某に仰付けられた。（「ぶあく」虎明本上 308 頁）

この例は「此のお太刀を見ぬか」という形態上のみに着目すると、「このお太刀を見ないか」という行為要求表現の解釈が可能であるように思われる。しかしこの用例は文脈が示すように「この主の太刀を見ていないか（否、既に見ている故に知っているだろう）」という聞き手（武悪）の経験（動作が完了していること／広い意味で結果の状態）を確認しているものと解釈できる。

また次の用例における「猫を殺さぬか」についても河野の何某が藤三郎に「（これから）猫を殺さないか」という行為の実現を働きかけているのではなく、「（これまでに）猫を殺していないか」という聞き手（藤三郎）の経験を確認しているものと解釈される。こうした経験の有無を問う「動詞＋ヌカ」は行為要求表現ではなく真偽の判定を要求する質問的表現になる。

(18) (藤三郎が猫を殺したと思いこんでいる河野の何某)

かうのの何某：某秘蔵のねこを、汝がころひてある間、こんきをはねうずると存、なわをかけてあるよ。

藤三郎：是は思ひもよらぬ事を仰付けられ候、ねこの事は夢にもみず候。

…略…

かうのの何某：いかに藤三郎、しかと汝はねこをころさぬか（＝テイナイカ）。

藤三郎：いくたびもおなじ事、それかしは夢にもぞんぜず候。

（「鶏猫」虎明本下 72 頁）

以下の 4 例も同様である。それぞれ聞き手に発せられた「動詞＋ヌカ」は「～シテイナイカ」の解釈が可能である。

(19) 太郎冠者：なにとやらいふが、ねずみ色な鳥の、まつこれほどな大きさでおじやる。

さつくわ：夫は何でおじやらふぞ、名は覚やらぬか（＝テイナイカ）。

太郎冠者：名はぐひすとやら申。 （「さつくわ」虎明本中 147 頁）

(20) 太郎冠者：惣じて人のたのしうならふずるとては、その人の太刀がいろいろにはくると申が、さやうにきこしめされぬか（＝テイナイカ）。さてこなたのたのしう御なりあらふずる御瑞相がござある。

大名：はやういふてきかせい。 （「なりあがり」虎明本中 70 頁）

(21) （「神仏詣の帰り道、蛇と蛙がいた」と話していた冠者に対し）

大名：まだ何やらあつたが。

冠者：いやもござらぬ。

大名：いやくちなはがいたとはいはぬか（＝テイナイカ）。

冠者：中々それもいまりました。 （「ぬらぬら」虎明本上 249 頁）

(22) （幽霊姿の武悪をみて）

主：爰元にて汝がしったものもあまたあらふが、それにはあはぬか（＝テイナイカ）。

武悪：中々ぞんじた者にみなあふてござる。 （「おあく」虎明本上 315 頁）

このような「～シテイナイカ」に相当する意味を表す「動詞＋ヌカ」は当該資料に 13 例存在する<sup>\*11</sup>。従って、本節で検討を加えた 17 例についてはそのうち 2 例が

\*11 内訳は次の動詞 8 種類による 13 例である；覚える 2、言ふ 2、行く 2、見る 2、失する 1、静ひする 1、殺す 1、聞こし召す 1、会ふ 1。



行為要求表現として認められたものの、残る 15 例は聞き手に対する質問的表現であるということになる。

次節ではこれまでの記述をまとめるとともに、当該資料における「動詞＋ヌカ」の用法上の分布とその要因について言及することとしたい。

### 3. 「動詞＋ヌカ」における用法上の分布とその要因

これまでの記述から明らかなように狂言台本虎明本における「動詞＋ヌカ」は聞き手に対して行為の実現を働きかける行為要求表現よりも、聞き手に事柄や状態を問う質問的表現が多数を占めているといえる。具体的には狂言台本虎明本には総数 53 例の否定疑問文「動詞＋ヌカ」が見出されたが、そのうち行為要求表現と解釈され得るのは 2 例（用例(13)、(14)）にすぎないという結果を得た。

前節でみてきたように「動詞＋ヌカ」における行為要求表現の少なさについては次の二つの背景が考えられる。一点目は「動詞＋ヌカ」が一文末形式として固定化されていないこと、もう一点は「～ヌカ」が「～シテイナイカ」の意味を表すという文法的な性格に起因しているということである。この二点を言い換えれば、「動詞＋ヌカ」が一文末形式として固定化してゆくにつれて、あるいは「動詞＋ヌカ」における「～シテイナイカ」の意味が希薄化するにつれて「動詞＋ヌカ」は行為要求表現の用法を獲得してゆくことになるといえる。

具体的に説明すると、まず一点目に指摘した一文末形式としての固定化については否定疑問文による命令用法が想起される。つまり否定疑問文の行為要求表現のなかでも命令用法については「動詞＋ヌカ」の意味的特徴を有しつつ一文末形式として固定化していったと考えられる。その理由については次のような現象が挙げられる。

すなわち、田野村（1988）や仁田（1991）が指摘するように現代語の「動詞＋ナイカ」による命令用法は他の行為要求表現の用法とは異なり、次のように文脈的な制約がみられる<sup>\*12</sup>。

---

\*12 否定疑問文による命令用法は現場（現状）への依存が高い文脈で用いられる。「おい、明日この書類を先方に持って行け」という語感で「おい、明日この書類を持って行かんか。」とは言えない。前者が談話の上で先行発話として用いられて行為を働きかけるのが可能であるのに対し、後者は「（聞き手が）書類を持って行く日を間違えた＝明日、持って行かなかった」という文脈（先行発話）が想定され、そのことに対する評価（非難）の意味合いが強い。なお「明日この書類を持って行かんか。」は勧奨用法としてならば始発発話として十分に用いられる。

（※否定疑問文による命令が用いられる文脈は）眼前の相手が行動を起こそうとしないのに接して行動を促すという場合に限られる。これは、「\*明日片付けないか」が不可能であることから明らかであろう（普通の命令文ならば「明日片付けろ」が可能であるという事実と対照的である）。（田野村 1988,p.113）

「シナイカ」の〈働きかけ〉には他のものとは少し異なった特性がある。「\*明日行かないか！」は〈誘いかけ〉としては成り立つものの、〈命令〉としては不成立であろう。「シナイカ」によって表される命令は、発話直後に実現されるべき〈差し迫った要求〉を表すものである。（仁田 1991,p.259）

ここで述べられているように現代語の否定疑問文による命令用法は現状（現場）への依存が高い文脈で用いられることを特徴としている。そして前節で述べたように当該資料における「動詞＋ヌカ」も先行する文脈を受けて「（現状において）～していないこと」を開き手に問う用例が多数を占める。

(23)冠者：いつもかの所へ使いにおやる時は、御酒をたべひとおしやる おはすりやつた物であらふ、申々。

主：いやまだゆかぬか。

冠者：もはやまいるが、わすれさせられた事はござらぬ。

（「ぬけがら」虎明本中 52 頁）

これらは聞き手に現状を問うた質問的表現であると同時に「～するべきだ」という当為を含蓄することが可能である。こうした現状への評価から生まれる当為表現が命令用法として慣用的に使用されてゆくのではないかと考えられるのである。

次に、二点目に挙げた「～シテイナイカ」に相当する「動詞＋ヌカ」の存在について言及すると、この現象は当代におけるテンス・アスペクトの体系に深く関連しているということがわかる。すなわち当代では未だに「～テイル」形式の文法化が進んでいなかったという先行研究<sup>\*13</sup>の指摘と符号しているといえる。無論、打ち消しの助動詞におけるテンス・アスペクトについてはなおも慎重になるべき問題を抱

---

\*13 福嶋（2000）など参照。ただし先行研究では否定の述部に関する言及はなされていない。

えているが、ここでは次のような現象を指摘しておくこととしたい。

現代語では工藤（1996）が指摘するとおり基本的に「動詞＋ナイ」は未来を表し、現在は「動詞＋テイナイ」によって表される。しかし狂言台本虎明本では次の用例のように「動詞＋ヌ」によって現在の意を表す例が珍しくない<sup>\*14</sup>。

(24) (隠笠を買いに都へ出てきた冠者を騙し、偽の品を売りつけようとするすっぱ)

すっぱ：都ひろしといへども、某ならではもたぬ（＝テイナイ）。売らふ。

（「隠笠」虎明本上 84 頁）

(25) (算用に達した者を舞にしよう和高札を打つ舅。その名乗り)

舅：罷出たる者は、爰元にかくれもなき、うとくなる者で御ざ有、某ひとり  
むすめをもつて御ざあるが、…存ずる子細の有て、（※娘を嫁に）しん  
ぜぬ（＝テイナイ）。

（「さひの目」虎明本上 375 頁）

これらの用例における「ヌ」からは未来の意を読みとることはできず、読みとることができるのは現在である。やがて「ヌ（後にはナイ）」が「これまで／現在の状態」から「未来」をも表すように変化してゆくことを考慮すると、それに伴って「動詞＋ヌカ」がこれからの行為を働きかける表現へと用法を広げてゆくことは想像に難くない。狂言台本虎明本において認められた「動奨」を表す「お買いやらぬか」は史的变化の萌芽として意味付けることが可能であると思われる。

このように「動詞＋ヌカ」が行為要求表現の用法を獲得してゆく過程には二つの要因が考えられ、その二つの要因が互いに関わり合いながら現代語の「動詞＋ナイカ」に近付いていったものと推測される。

#### 4. おわりに

以上、狂言台本虎明本を用いて行為要求表現という観点から「動詞＋ヌカ」の記述および考察を行った。本稿の調査によれば当該資料における「動詞＋ヌカ」が行

---

\*14 もっとも高橋（1988）、工藤（1996）が指摘するように現代語においても一定の条件のもと「～シナイ」が「～シテイナイ」と同義で用いられることも可能である（例えば「昨日、映画を見ましたか？」「いえ、見ません（見ていません）」工藤 1996,p.82 を引用）。が、ここに示した用例は現代語では明らかに「～シテイナイ」で表されるべきものであることを指摘しておきたい。

為要求表現として用いられた例はわずか 2 例に留まるといえる。このことは現代語における「動詞+ナイカ」が行為要求表現の一形式として活発に用いられていることと大きな相違を示すといえるだろう。

本稿では「動詞+ヌカ」における行為要求表現の少なさについて次の二点を指摘した。

- ・未だに一文末形式として固定化されていない。
- ・当代のテンス・アスペクト体系に関連して「動詞+ヌカ」が「～シテイナイカ」の意味を表すという文法的性格が起因している。

またこれらをまとめると当該資料における「動詞+ヌカ」はそれぞれの形式が分析的に機能しており、「これまで／現在の状態」を開き手に開きかける質問の表現が用例の多数を占めるということになる。そして「動詞+ヌカ」はテンス・アスペクト体系の変化や文末形式としての固定化が互いに関わり合いながら現代語の「動詞+ナイカ」に近付いていったものと推測される。

なお「ヌ」のテンス・アスペクト体系の変化という問題に関しては「動詞+マイカ」の史的展開も着目される。前稿、永田(2000)では中世末期から近世後期における「動詞+マイカ」の勧誘用法のみに着目し、それが歴史的に衰退してゆく様を跡付けたが、さらに命令・勸奨・依頼用法を含め、行為要求表現という観点から「動詞+マイカ」について詳細を跡付けてゆく必要があると思われる。

通史的にみればテンス・アスペクトの体系はやがて「～テイル」というアスペクト形式が確立して体系を整えてゆくことになり、この文法的体系の変化を受けて「動詞+ヌ」が「(これから)～しない」という未来の表現をも担うことは想像に難くない。今後、さらに調査資料を広げて「動詞+ヌカ(後には動詞+ナイカ)」の用例を跡付けてゆくとともに、「動詞+ヌカ」と「動詞+マイカ」とが行為要求表現として互いにどのような交渉を持つことになるのか、ということについても調査および考察をすすめてゆきたいと考える。今後の課題である。

#### 参考文献

- 安達太郎(1995)「シナイカとシヨウとシヨウカ—勧誘文—」仁田義雄編『日本語類義表現の文法 単文篇』くろしお出版
- 安達太郎(1999)『日本語疑問文における判断の諸相』くろしお出版

- 太田朗 (1980) 『否定の意味』大修館書店
- 奥村三雄 (1969) 「打ち消しの推量の助動詞」松村明編『古代語現代語助動詞詳説』学燈社
- 川上徳明 (1975) 「中古仮名文における命令・勧誘表現体系」『国語国文』44-3
- 北原保雄 (1981) 『日本語助動詞の研究』大修館書店
- 工藤真由美 (1995) 『アスペクト・テンス体系とテキスト—現代日本語の時間の表現—』ひつじ書房
- 工藤真由美 (1996) 「テンス・アスペクト体系とディスコース」『ことばの科学』7 むぎ書房
- 工藤真由美 (2000) 「時の表現」『日本語の文法 2 時・否定と取り立て』岩波書店
- 国立国語研究所 (1960) 『国立国語研究所報告 18 話しことばの文型(1)—対話資料による研究』
- 此島正年 (1973) 『国語助動詞の研究 体系と歴史』桜楓社
- 小林賢次 (1968) 「否定表現の変遷—「あらず」から「なし」への交替現象について—」『国語学』75
- 阪倉篤義 (1992) 『日本語表現の流れ』岩波書店
- 高橋太郎 (1988) 「うちけしのテンスについて」『麗澤大学紀要』47
- 田中健子 (1956) 「疑問表現形式の史的変遷—会話文を中心として—」『文学・語学』1
- 田野村忠温 (1988) 「否定疑問文小考」『国語学』152
- 永田里美 (2000) 「勧誘表現「～マイカ」の衰退—狂言台本を資料として—」『筑波日本語研究』5
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 福岡健伸 (2000) 「中世末期日本語の～テイル・～テアルについて—動作継続を表している場合を中心に—」『筑波日本語研究』5
- 森山卓郎 (1989) 「応答と談話管理システム」『阪大日本語研究』1
- 森山卓郎 (1990) 「意志のモダリティについて」『阪大日本語研究』2
- 三宅知宏 (1994) 「否定疑問文による確認要求的表現について」『現代日本語研究』1
- 山口堯二 (1984) 「疑問表現の否定」『国語と国文学』61-7  
(山口堯二 (1990) 『日本語疑問表現通史』明治書院 所収)
- 山口堯二 (1991) 「推量表現の史的変容」『国語学』165
- 吉田金彦 (1971) 『現代語助動詞の史的研究』明治書院

ながた さとみ/文芸・言語研究科  
(2002年6月27日 受理)